

広島県収入証紙の廃止に伴う関係規則の整備及び広島県収入証紙の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う経過措置に関する規則（規則第四十四号）（会計総務課）

一 改正等の理由

手数料又は使用料の納付方法を見直すことに伴い、広島県収入証紙を廃止することから、関係規則の規定を整備し、及び関係規則を廃止するなどした。

二 改正の内容等

1 一部改正する規則

規 則 名	改 正 の 内 容
広島県手数料条例施行規則	手数料の納付方法の見直しに係る規定の整備
広島県税規則	狩猟税の納付方法の見直しに係る規定の整備及び様式の改正
広島県税事務取扱規則	手数料の納付方法の見直しに係る様式の改正
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則	
広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	
保健師助産師看護師法施行細則	
医療法施行細則	
広島県立三次看護専門学校学則	
歯科技工士法施行細則	
母体保護法施行細則	
クリーニング業法施行細則	
食品衛生に関する条例施行規則	手数料の納付方法の見直しに係る規定の整備及び様式の改正
と畜場法施行細則	手数料の納付方法の見直しに係る様式の改正
食品衛生法施行細則	
理容師法施行細則	
美容師法施行細則	
かきの処理をする作業場に関する条例施行規則	手数料の納付方法の見直しに係る規定の整備及び様式の改正
栄養士法施行細則	手数料の納付方法の見直しに係る様式の改正
調理師法施行細則	
広島県輸出生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則	手数料の納付方法の見直しに係る規定の整備

廃止する規則

規則名	廃止の理由
広島県証紙規則	広島県収入証紙の廃止に伴う規則の廃止
製菓衛生師法施行細則	手数料の納付方法の見直しに係る様式の改正
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則	手数料の納付方法の見直しに係る様式の改正
旅館業法施行細則	
興行場法施行細則	
公衆浴場法施行細則	
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則	
広島県温泉法施行細則	
毒物及び劇物取締法施行細則	手数料の納付方法の見直しに係る規定の整備及び様式の改正
大麻取締法施行細則	手数料の納付方法の見直しに係る様式の改正
覚せい剤取締法施行細則	手数料の納付方法の見直しに係る規定の整備及び様式の改正
薬事法施行細則	手数料の納付方法の見直しに係る様式の改正
介護保険法施行細則	
広島県卸売市場条例施行規則	手数料の納付方法の見直しに係る規定の整備及び様式の改正
広島県家畜改良増殖法施行細則	
広島県家畜保健衛生所の利用等に関する条例施行規則	
広島県みつばち転飼条例施行規則	
漁船法施行細則	手数料の納付方法の見直しに係る様式の改正
林業種苗法施行細則	
砂利採取法施行細則	
採石法施行細則	
広島県広島ヘリポート条例施行規則	手数料の納付方法の見直しに係る規定の整備
広島県屋外広告物に関する規則	
建築士法施行細則	手数料の納付方法の見直しに係る様式の改正
広島県警察関係手数料条例施行規則	手数料の納付方法の見直しに係る規定の整備

3 広島県収入証紙の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う経過措置を規定した。

三 施行期日

平成二十五年十一月一日